

答申

令和元年（2019）11月8日付で諮問された「令和元年（2019）7月29日付け公文書部分公開決定通知書（自振第196-1号）」、及び、「令和元年（2019）8月16日付け公文書部分公開決定通知書（自振第216-1号）」による処分に対する審査請求の件（総務第634号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2019年7月17日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

- 「1. 鶺鴒コミュニティセンターの銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書
2. 鶺鴒コミュニティセンター事業委員会の銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書
3. 鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書
4. 鶺鴒コミュニティセンターの地区負担金に関する銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書」

について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条例第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に

記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしているところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足

していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

- (1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内（出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇）において●●●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。
- (2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●●●の運営主体は、鶉鷺地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲▲▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。
- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鶉浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの

点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

- (1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。
- (2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。
- (3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、
 - 「1. 鶺鴒コミュニティセンターの銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書
 2. 鶺鴒コミュニティセンター事業委員会の銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書
 3. 鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書

4. 鶉鷺コミュニティセンターの地区負担金に関する銀行などの金融機関の口座及びその関連する公文書」

である。

そして、本件審査請求の趣旨は、「公開した通帳の非公開した（黒塗り）部分（各口座の支店番号、口座番号、口座名義、貯金種類、課税区分、お取引店、電話番号、通帳発行店の公開）の公開」

というものである。

- (4) ア 審査請求人は、「当方と▲▲が鶉浦に居住している間、コミセンの出雲市からの補助金や地域の団体及び地区住民から受けた寄付金の使い方は当方と▲▲の日常生活、コミセンの利用等に影響があり、当方は調査する権利があります。」と利害関係に関する主張をしている。

これに対し、実施機関は、「審査請求人が平成29年5月まで鶉浦に居住していたことは認めますが、その他の記載内容は否認します。」とした上で、「市のいかなる事務事業によって、審査請求人のどのような権利利益に直接どのような影響を受けたかが具体的に明らかではないため、利害関係を認めることはできません。なお、『地区負担金』は、研修会等における参加者の自己負担相当経費に充てられるものであり、そのことが日常生活やコミュニティセンター利用に影響を与えることは通常考えられません。」と主張している。

イ 上記(2)に記載のとおり、本条例第5条第5号の要件を充足するというためには、審査請求人が「実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人」に当たる必要があるが、審査請求人の上記主張は事実関係が抽象的であるため、上記要件を充足すると認めることができない。

ウ そこで、令和4年（2022）8月3日付で、当審査会から審査請求人に対し、補助金等がどのような使われ方をしたことで審査請求人のどのような権利利益等にどのような影響が及んだのか等について照会する文書を送付したところ、同年8月30日付「『公文書公開

請求権（利害関係要件）に関する意見照会』について」と題する文書により、概要以下のとおりの主張が追加された。

1. 審査請求人は、2011年4月から2017年5月まで鷺浦に住んでいたため、出雲市民及び地区住民として、その税金および審査請求人が加入していた町内会会費を含む地区負担金で運営されている出雲市のコミセンとは当然に利害関係がある。
2. コミセン及びコミセン運営委員会は、選定基準を設けず、公募も募らずに出雲市からの補助金や地区住民からの地区負担金等を不適切に任意団体に支出しているため、審査請求人は補助金等の利益を受けられなかった。
3. 上記2の任意団体は鷺浦地区で活動していたために、例えば騒音の迷惑を掛けられるなど、審査請求人に直接の影響があった。
4. 特定の団体が排他的にコミセン施設を利用するために賄賂を支払っているため、審査請求人が当該施設を利用できなかった。
5. コミセンは補助金や地区負担金の収支報告をしていない。
6. 以上の不適切な状況を隠すために、運営委員会等において審査請求人にかかる嘘や悪意のある発言がされており、審査請求人は情報提供を受けられなかった。

エ 上記2及び4の主張については、審査請求人の主張する事実及び当該事実と審査請求人が受けた不利益との間の因果関係について、審査請求人が提出した資料の中にはその存在を裏付ける資料がないため、認定できない。

上記3の主張については、審査請求人の提出資料によっては、審査請求人の主張する事実が存在すると認めることはできず、また、任意団体は実施機関に当たらないため、当該事実が存在したとしても、実施機関の事務事業との間に利害関係があると認定することはできない。

また、上記6の主張については、平成27年8月28日に開催された鷺鷺コミュニティセンター運営委員会において、審査請求人の話題が出されている事実は認められるが、審査請求人の主張及び提出

資料によっては、当該会議と本件審査請求の対象となっている公文書（以下「本件公文書」という。）との間の関連性を認めることができない。

上記1の主張の中で、審査請求人は出雲市に税金を納めているとの主張を行っているが、仮に当該主張が事実であったとしても、審査請求人の主張及び提出資料によっては、当該事実と本件公文書との関連性を認めることができない。

上記1及び5の主張に関連して、審査請求人は地区負担金を納めているとの主張を行っている。地区負担金を審査請求人が納めており、かつ、地区負担金の徴収が実施機関の事務事業であれば、審査請求人は当該事務事業との間に利害関係を有するということができる。

そこで、まず審査請求人が地区負担金を納めていた期間を認定する必要があるが、審査請求人が提出した上記運営委員会の会議録には、審査請求人が地区負担金を納めていないとの記述も存在している。

そのため、当審査会は、審査請求人に対し、令和4年（2022）12月27日付「公文書公開請求権（利害関係要件）に関する意見照会」において、令和5年1月31日を回答期限として、いつからいつまで地区負担金を納めていたか、及び、それを裏付ける疎明資料の提出を求めたが、本日時点でも回答は得られていない。

よって、上記審査請求人の主張1及び5の前提となる「審査請求人が地区負担金を納めていた」との事実を認定することができず、したがって、同1及び5の主張に基づき利害関係を認めることはできない。

オ 以上のとおり、審査請求人の追加の主張その他当審査会に顕出された事実、資料によっては、審査請求人が、実施機関の事務事業と利害関係を有し、当該利害関係と本件公文書との間に関連性があると認めることはできない。

5 結論

審査請求人が、本件公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件

を充足すると認めることはできない。

したがって、審査請求人は、本件公文書について公開請求権を有しないのであるから、本件審査請求は不適法であり、却下されるべきである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年11月8日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年12月22日 (第1回審査会)	審議
令和5年10月19日 (第2回審査会)	審議
令和5年10月19日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹